

## 知っておきたい心身障害者扶養共済制度の留意点【加入者用】

滋賀県心身障害者扶養共済制度は「滋賀県心身障害者扶養共済制度条例」・「滋賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」に基づき運用されています。

この資料は、加入者の主な留意事項をまとめたものです。是非ご覧ください。

### 掛金の免除について

以下の①、②の両方に該当した加入者は、掛金の払込みは不要となります。(ただし、掛金滞納がある場合は除く)

- ① 加入日から 20 年を経過した
- ② 4 月 1 日時点で満 65 歳である年度の加入月に到達した

### 掛金の減免について

加入者の生活状況に応じて、下表のとおり掛金の減免制度を設けています。

区分	減免する額(1 口目)	減免する額(2 口目)
① 生活保護世帯であるとき	10/10 以内の額	減免なし
② 市町民税非課税世帯であるとき	10/10 以内の額	減免なし
③ 非常災害等を被ったとき	10/10 以内の額	減免なし

### 加入者としての地位が喪失する場合

加入者は、次の事項に該当する場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失うこととなります。

- ① 加入者が死亡したとき、または重度障害となったとき。
- ② 加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき。
- ③ 加入者が脱退の申出をしたとき。
- ④ 加入者が掛金の納入を 2 か月間滞納したとき。
- ⑤ 加入者が転出したことに伴い、他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったとき。

### 掛金を滞納された場合の取扱い

掛金については毎月納入していただくことになっています。納入期限までに納入が行われない場合は県または事務委託団体より督促を行います。それでも納入がなく、2 か月間滞納した場合は加入者としての地位を失いますのでご注意ください。

### 掛金払込証明書について

心身障害者扶養共済制度の掛金は、所得税および地方税の対象となる所得から控除されます。(小規模企業共済等掛金控除)

県から、払込証明書を年 1 回 10 月～11 月頃に発送しますので、払込証明書を給与所得者の保険料控除申告書または確定申告書に添付して所轄税務署へ提出してください。

## 届け出が必要な場合

次のような届出事由が生じた場合は、速やかに事務委託団体の心身障害者扶養共済制度担当まで届け出てください。

届け出事由	必要な手続き
加入者が死亡、重度障害になったとき	年金給付請求書等の提出
加入者の扶養する心身障害者が死亡したとき	弔慰金給付請求書等の提出
加入者が扶養共済制度から脱退したいとき	脱退一時金給付請求書等の提出
加入者等の氏名、または住所が変更になったとき	氏名・住所変更届書等の提出
加入証書を紛失、または汚損したとき	加入証書等再交付申請書の提出
加入者が年金管理者を指定、または変更したとき	年金管理者指定(変更)届書の提出
既に1口加入している加入者が加入口数の追加をするとき(加入口数は2口まで)	加入等申込書の提出
加入者の転出に伴い、他の地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度の加入者になったとき	転出先で届出の手続きを行ってください。

※また、毎年7月に加入者の現況調査を行っており、加入者現況届の提出もお願いしています。

## 年金および弔慰金支給請求について

加入者が死亡、または重度障害と認められた場合は、その月から障害のある方に対し年金が支給されます(1口につき月額2万円)。また、1年以上加入した後に、加入者より先に障害のある方が死亡したときは加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

年金等支給請求は速やかに行ってください。年金等支払事由が生じた日から長期間にわたり請求を行わなかった場合、年金等の全部又は一部が支給されない場合があります。(弔慰金も同様となります。)

なお、年金等支払請求の遅延とならないよう、当制度に加入していることを、あらかじめ障害者ご本人や家族等にお知らせしておくことや、年金管理者を指定することをお勧めします。

その他、制度についてのご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

○公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 〒520-0044 大津市京町四丁目3-28 (滋賀県厚生会館内) 電話 077-523-3052 FAX 077-523-3052	○滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 電話 077-528-3542 FAX 077-528-4853
---	--